

ユニバーサルデザインのまちづくり

—断片化する生活を修復するための地域政策—

鈴木誠

岐阜経済大学

近接補完の原則による公共社会の実現に向けた宣言

「最後に、地方公共団体の男女を問わず、すべての住民に対して訴えておきたいことがある。地方自治とは、元来、自分たちの地域を自分たちで納めることである。

地域住民には、これまで以上に、地方公共団体の政策決定過程に積極的に参画し、自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢が望まれる。・・・自己決定・自己責任に基づく分権型社会を創造していくためには、住民みずからの公共心の覚醒が求められるのである。

そして、また当面する少子高齢社会の諸課題に的確に対応していくためにも、行政の総合化を促進し、公私協働の仕組みを構築していくことが強く求められている。

公共サービスの提供をあげて地方公共団体による行政サービスに依存する姿勢を改め、コミュニティで担い得るものはコミュニティが、NPOで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の『公共社会』を創造してほしい」

（出典＝地方分権推進委員会『地方分権推進委員会最終報告書
一分権型社会の創造：その道筋一について』2001年6月）

まちづくりとユニバーサルデザイン

生活にとってユニバーサルデザインとは「はじめから、すべての市民の多様なニーズを考慮して、性別・年齢・身体的特性・国籍などの違いにかかわらず、すべての市民が安全かつ安心して生活できるように、建物・施設、公共交通、製品・もの・サービス、情報など公共的空間・機能を中心に、市民の参加と協働によって、計画的に実現していくこと」といえるでしょう。

UDに期待される「社会的排除の緩和・解消」

社会的排除は、しばしば特定の集団を特定の場所から排除し、その結果、排除される人々が特定の場所に集められる。また、その結果として、特定の場所それ自体が、排除された空間として意味づけられていく。外国人が集積するアパートや郊外の地区、日雇い労働者の労働市場であり簡易宿泊所でもある「寄せ場」など。

こうした施策・制度が排除を生み出す場合は、意図せざる場合もあるが、他方では排除を目的として実施されることもある。「ハンセン病患者の療養所、障害者の施設など」も、彼らを腫瘍社会から排除しつつ隔離する対処といえる。この排除は、それ自体が目的である。

UDは、空間と制度の両面から、社会的排除を軽減し、見直し、なくしていくことを期待される概念でもある。

UD7原則と3つの付則

- 原則1 誰もが公平に使える
- 原則2 さまざまな使い方ができる
- 原則3 使い方が簡単で、明確に理解できる
- 原則4 複数の感覚器官を通して情報が理解できる
- 原則5 誤った使い方をしてしても事故を起こさず、現状復帰できる
- 原則6 なるべく少ない身体的負担で利用できる
- 原則7 使いやすい大きさや広さが確保されている

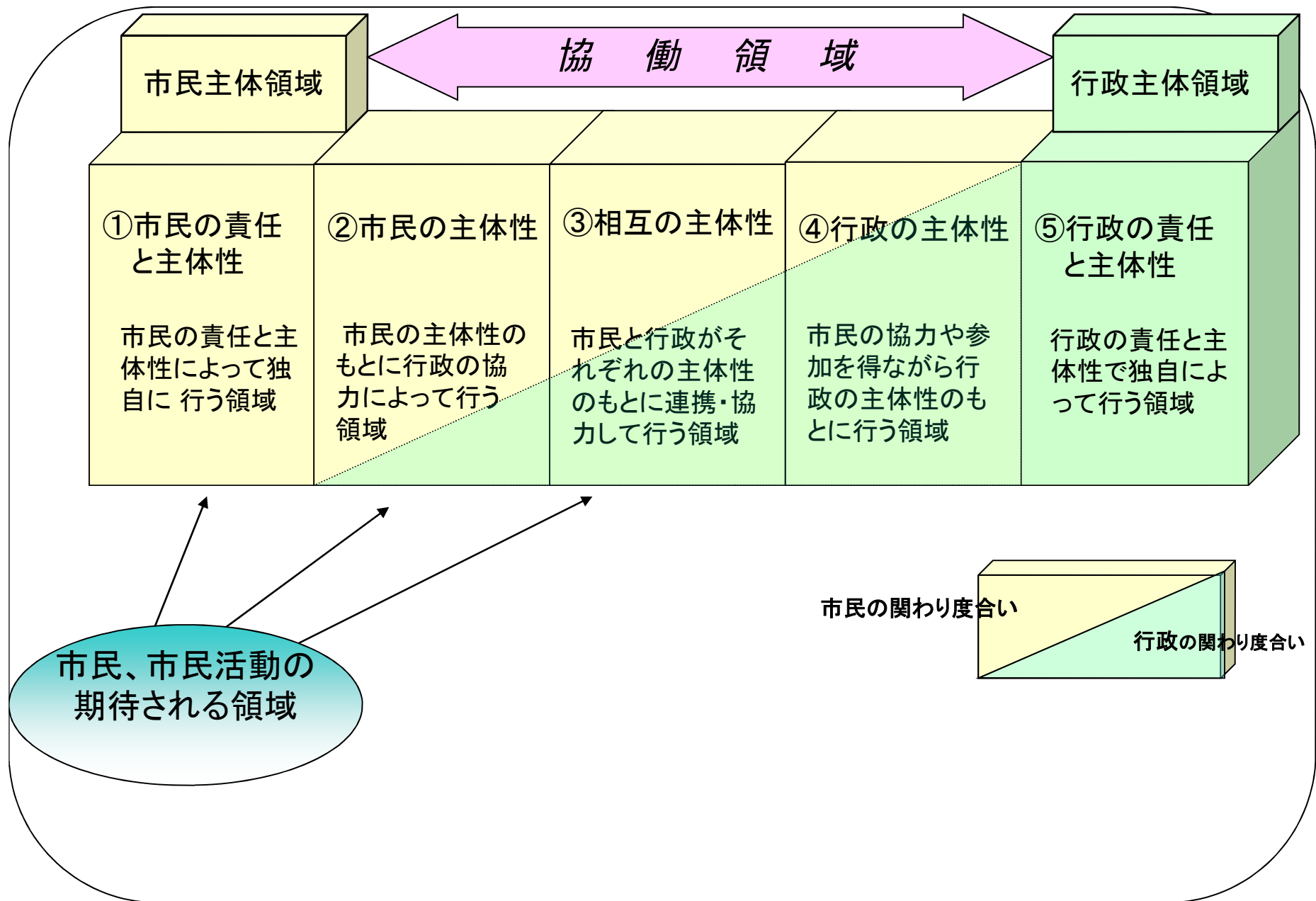
- 付則1 長く使えて、経済的である
- 付則2 品質が優れていて、かつ美しい
- 付則3 人体や環境にやさしい



追加

UDは行政だけの仕事ではない

UDは、行政サービスに対して反映させるだけではなく、町内会・自治会などによるコミュニティ活動、ボランティア活動、市民活動などを通じて、市民一人ひとりの意識や行動、民間事業所の意識や製品・もの・サービス、それら多様な主体の協働事業・サービスにも反映されることが強く期待される取り組みといえる。



UDの7つの約束

公平に



車椅子でも乗り降りができる低床バス

柔軟に



誰でも安全に使用できる文房具

UDの7つの約束

単純明快に



「ひらく」と「とじる」の文字も表示された
エレベーターの操作パネル

わかりやすく



駅前に設置されている点字案内板

UDの7つの約束

安全に



車椅子使用者も安全に通過できる
駅の改札口

手軽に



高齢者や車椅子利用者でも手軽に移動
できる大型商業施設の通路

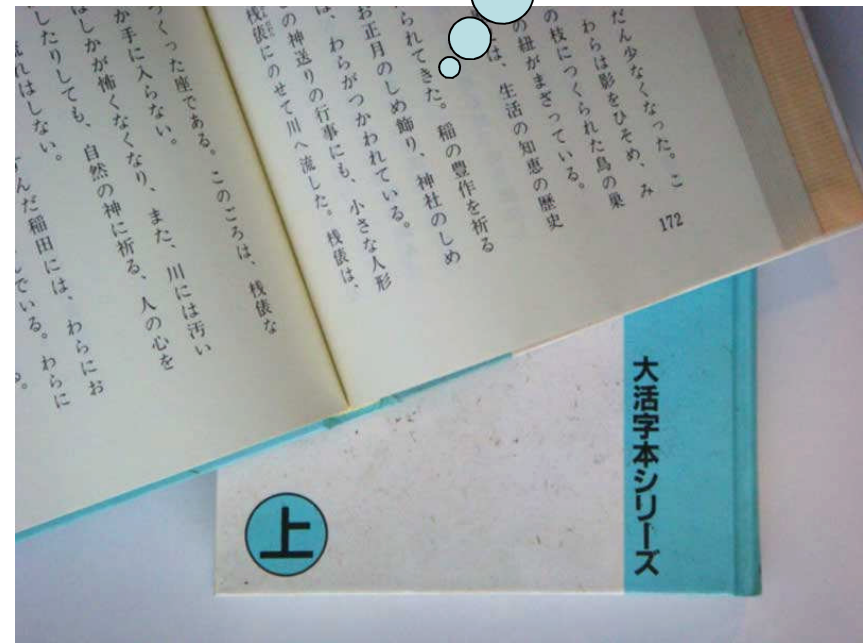
UDの7つの約束

思いやり
のデザ
イン

ゆとりのある広さで



姿勢、身体障がいの有無、体格の違い
などに関係なく利用できるよう、ゆとりの
ある広さを用意



大きく、読みやすい活字なら、学ぶ意欲
は高まる

中部国際空港のUD

ソフト面



ボランティアガイドが国際線出口に待機してホテル、バス、鉄道などへの移動を案内

ハード面



中央が階段、その両側がエスカレーター、さらに両側がエレベーター

市民等が多く利用する公共施設などのユニバーサルデザイン

(現状と課題)

- ・新しい公共施設では、ユニバーサルデザインの考え方が随所に導入されつつあり、誰もが利用しやすくなってきました。しかし、古い施設ではそうでない場合が多いようです。その場合は、管理者、利用者双方の意識を高め、手助けを必要とする人々を支えることが必要です。
- ・横文字(英語やカタカナの表現)を利用したサインやデザインが多いため、高齢者には読みにくく、理解が進みません。
- ・目の不自由な市民、耳の不自由な市民への配慮はありますが、両方不自由な市民への配慮は不足しています(例えば、その場合には振動で伝えることが望まれます)。

(公共施設や民間施設からUDを推進)

『市民の役割』

- ・困っている人を見かけたら、すぐに声をかけます。
- ・事業者や行政に対して、施設整備状況に関する評価や改善提案を行います。

『事業者の役割』

- ・大型商業施設では、利用者から意見を聴き、定期的に施設をチェックします。
- ・交通事業者は、ユニバーサルデザインを生かした車両やサービスを進めるよう努めます。

『行政の役割』

- ・市民、事業者と協働で、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進体制をつくり、市民から改善提案の多い公共施設などから率先して点検及び改善し、PRします。
- ・学校においてもユニバーサルデザインを普及させ、若い世代からユニバーサルデザインの意識を高めていきます。
- ・ユニバーサルデザインとして優れた施設に対する表彰制度を設けて、施設・管理者などを積極的にPRします。
- ・多くの人が利用する公共交通や民間施設などがユニバーサルデザインに配慮したものとなるよう、優遇措置を検討します。

『協働の分野』

- ・利用者の参画により、公共施設や民間施設のユニバーサルデザイン化を進め、楽しく利用できる施設を目指します。

情報内容と伝達方法のユニバーサルデザイン

(現状と課題)

- ユニバーサルデザインに関する製品・もの・サービスなどに関する情報が不足しています。
- また、文字以外にも色や音や感触などを利用して、情報を発信することが必要です。
- 高齢者、妊産婦、障がい者、外国人など、災害弱者と言われる人々が災害情報や事故情報などを正確に把握し、避難できるようなきめ細かな情報伝達の仕組みが、地域社会や行政、公共施設等で十分にできていません。

(情報内容と伝達方法の工夫でUDを推進)

『市民の役割』

- ・事業者や行政に対して、情報内容や伝達方法、サインなどに関する評価や改善提案を行います。
- ・近隣や自治会など身近な人間関係の中で情報伝達する方法や仕組みをつくります。

『事業者の役割』

- ・施設内の案内や掲示方法を誰にも分かりやすいものにするように努めます。
- ・モニター制度を設け、高齢者や障がい者、外国人にも分かりやすい内容や表示になっているかを定期的に点検します。

『行政の役割』

- ・モニター制度を設けるなど、市民や事業者からの提案や要望を受け入れる仕組みを設けます。
- ・市の広報紙やホームページの内容が子ども、高齢者、障がい者、外国人などにも分かりやすいものとなるよう、文字を大きくするなどの工夫をします。
- ・ユニバーサルデザインに関する情報を提供する窓口を設けます。また、広報紙やホームページに、ユニバーサルデザインに関する情報を掲載します。

『協働の分野』

- ・市内の観光案内板などは、視覚障がい者やボランティア団体と連携して点字表示を広め、移動の自由を確保します。
- ・市民・事業者・行政が連携して、災害情報や事故情報などを必要とする市民に対して正確に伝えるための情報伝達の仕組みを検討します。
- ・外国人や子どもたちにも一目でわかるサインや絵文字を普及します。

UDのまちづくりの進め方

1 ユニバーサルデザインの普及啓発活動を推進

市民・事業者・行政の協働により、ユニバーサルデザインの意義、原則、分野、方法などを分かりやすくPRし、ユニバーサルデザインが市民生活の一部になるように啓発を続けることが大切です。

そのため、行政の広報紙やホームページの積極的な活用、テレビやラジオなどを通じた情報提供、福祉団体、小中学校など学校、商工会議所などが連携してイベントを企画・開催し、すべての人々の関心を高めることが重要です。

2 さまざまな生活空間でのユニバーサルデザイン化を推進

ユニバーサルデザインの意義について、地域社会、産業界、行政が理解を深め、協働して普及していくことが大切です。その際、4つの分野ごとの目標を着実に達成することが重要です。

また、まちづくりは、自治会などの地域コミュニティ、小学校区、中心市街地などのさまざまな生活空間ごとに取り組んでいくことが大切です。

今後、移動手段である公共交通を含め、市民生活の場所ごとにユニバーサルデザイン化を計画的に進めていく必要があります。

3 思いやりのデザインの教育活動を推進

小中学生は、授業でユニバーサルデザインによるものづくり、生活の仕方、意識を持つことなどの大切さを学んでいます。

今後は、小学校入学前の幼稚園・保育園でも、思いやりの心を育む学びの時間を持つことが必要です。

さらに、中学校、高校、短大や大学などの教育現場においても、地域と連携し、思いやりの心を持つ若者たちを育み、「教育コミュニティ」の形成に貢献する人材養成に取り組むことが大切です。

地域でも、園児、小中学生、高校生、大学生たちによるユニバーサルデザインの学習活動を積極的に支援していくこと（支援マネジャーの養成）も重要です。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり活動の奨励策を検討

市民・事業者・行政の協働により、ユニバーサルデザインへの取り組みを積極的に行った個人や団体を表彰する「(仮称)大垣市ユニバーサルデザイン賞」を設けることについて検討が必要です。

この賞は、市民への啓発活動、公共施設や民間施設の整備、民間企業等による製品・もの・サービスの開発、情報内容や伝達方法などの主に4分野での積極的な取り組みに対して授与するものとします。

この表彰制度を設けることで、ユニバーサルデザインのまちづくりを確実に推進するとともに、その成果を全国に発信し、「住んでよし、訪ねてよし、すべての人に優しい、思いやりいっぱいのもち・大垣」をPRしていく必要があります。

5 ユニバーサルデザイン推進を評価・検証する組織の設置

ユニバーサルデザインの推進は、常に市民の目線の高さで行い、見直し、高齢者や障がい者のみでなく、あらゆる人々が満足できる事業にしなくてはなりません。そのためには、市民や来訪者が何に感動し、何を新たに求めているかを正確に分析し、推進していくこと、そして見直していくことが大切です。

自治体では、市民、市民活動団体、地域コミュニティ、福祉団体、産業界、教育機関などの関係者からなる「(仮)ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置し、ユニバーサルデザインの推進が市民や来訪者のニーズと乖離することなく効果的に行われているかを評価・検証し、適宜、改善提案すること(PDCA)が大切です。

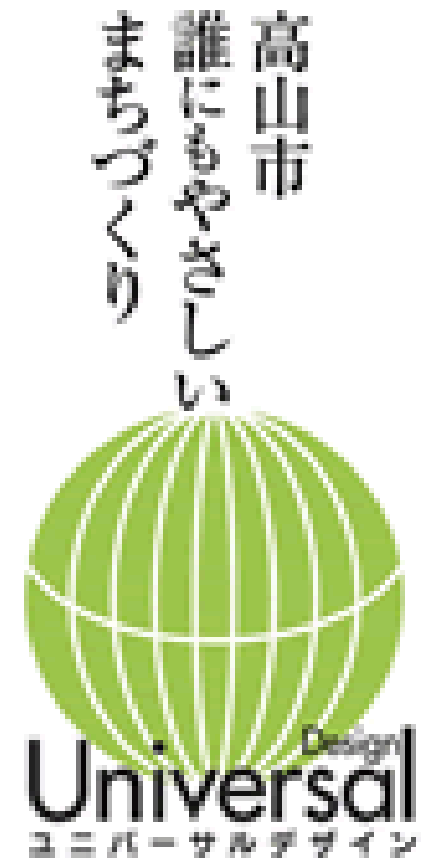
先進事例・高山市のユニバーサルデザイン

高山市では「誰にもやさしいまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して整備された施設やサービスを提供する事業者の認定制度を設けている。

2009年度、新たにハード部門で8事業者、ソフト部門で1事業者が市に認定された。これにより認定事業者数は、ハード部門19事業者、ソフト部門8事業者の合計27事業者となった。



ハード部門



ソフト部門